(趣旨)

- 第1条 この訓令は、公正で透明性の高い市政を推進するため、市長交際費(以下「交際費」という。)の支出の基準及びその情報の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。 (支出の範囲)
- 第2条 交際費は、社会通念上妥当と認められる範囲内で必要最小限の額を支出するものとする。

(支出区分)

- 第3条 交際費は、支出の内容により、次のとおり分類する。
 - (1) 祝金 慶事、祝賀会及び各種行事の祝いに係る経費
 - (2) 弔慰 葬儀等における香典及び供花等に係る経費
 - (3) 見舞 傷病見舞及び災害見舞等に係る経費
 - (4) 会費 会費制で開催される懇談会及び祝賀会等への参加に係る経費
 - (5) 接遇 市政運営上必要と認められる場合の接遇に係る経費
 - (6) 褒賞 広く市民に敬愛される顕著な功績を上げた者への授与に係る経費
 - (7) その他 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた経費 (支出基準)
- 第4条 前条に規定する支出区分に対応する支出金額の基準は、別表のとおりとする。 (公表する内容)
- 第5条 交際費の公表は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。
 - (1) 支出日
 - (2) 支出区分
 - (3) 支出件名
 - (4) 支出金額

(公表の時期)

- 第6条 交際費の公表は毎月行うものとし、当月分を翌月の末日までに行うものとする。
- 2 当月分の交際費の支出については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199 条の規定に基づき月例監査の日に報告して監査委員の意見を求めるものとし、意見があった場合はあわせて公表する。

(公表の方法)

第7条 交際費の公表は、市のホームページに掲載するほか、儀式及び交際に関する事務 を所管する課において閲覧に供する。 (その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成 18 年訓令第 20 号)

この訓令は、平成18年7月1日から施行する。

付 則 (平成 20 年訓令第7号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成 23 年訓令第 18 号)

この訓令は、平成23年11月22日から施行する。

付 則 (平成30年訓令第2号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

支出区分	内容			金 額 等
祝金	大会、式典及び祝賀会等			1万円を限度とし、支出先等は 慣例に従う
帯慰・見舞	市長、副市長、教育長及び常勤の一般職員	本人	死亡	1万円及び供花等
			傷病見舞	5,000 円
			死亡	供花等
	市議会議員	本人	死亡	1万円及び供花等
			傷病見舞	5,000 円
		親族	死亡	供花等
	教育委員会委員、選挙管理委員会委員、公 平委員会委員、監査委員、農業委員会委員、 固定資産評価審査委員会委員	本人	死亡	1万円及び供花等
			傷病見舞	5,000 円
		親族	死亡	供花等
	行政事務取扱委員、農業組合長、及び地域 まちづくり協議会会長	本人	死亡	1万円及び供花等
			傷病見舞	5,000 円
		親族	死亡	供花等
	消防団員		死亡	1万円及び供花等
			傷病見舞	5,000 円
	名誉市民 死亡 傷病見舞		死亡	1万円及び供花等
			傷病見舞	5,000 円
	湖南市(石部町及び甲西町を含む)の元町長、市長、 死亡 助役、副市長、教育長及び収入役 傷病見舞		死亡	1万円及び供花等
			傷病見舞	5,000 円
	その他市長が必要と認めた者		死亡	1万円(供花等は適宜対応)
			傷病見舞	5,000 円
会費	会費制で開催される懇談会、飲食を伴う研修会、会合等			会費相当額
接遇	手土産、記念品及び会食費用等			必要最小限の金額とする
褒賞	社会の進展及び学術文化等の発展について、その功績が顕著で、市民の誇りとして敬愛される者への授与			10 万円を限度とする
その他	市長が特に必要と認めた経費			社会通念上妥当と認められる金額
 備考	ı			ı

備考

- 2 疾病又は負傷の程度は、当該疾病又は負傷が14日以上にわたって入院を要する場合とする。
- 3 この表において「親族」とは、本人の配偶者及び1親等の親族であって、本人と同居している者をいう。ただし、滋賀県市町村職員共済組合の被扶養者である者についてはこの限りではない。
- 4 職員で同一の事実によるものについて、同一世帯2名以上勤務している場合は、重複適用はしない。